

著作権の放棄制度についての一考察

A Study on the Copyright Waiver in Japan

岡山大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程社会文化学専攻(情報法)
OKAYAMA UNIVERSITY GRADUATE SCHOOL OF HUMANITY AND SOCIAL SCIENCE

田中宏和
TANAKA, Hirokazu

<要旨>

著作権の放棄に関しては、長らく「財産権である著作権の放棄は可能」との学説は存在していたものの著作権法には明記されず、著作者等を取りまく実社会に混乱を招いている。

一方、現代では法律に明記されていない著作権の放棄制度を活用せずに、Creative Commons などのライセンスによって、自由な利用に供する著作物を生産できるのではないかという考え方も存在してきている。

本稿は、そのような著作物の自由利用に関する実態に着目し、昭和41年より議論のある「著作権の放棄の明文化」について、その制定の必要性を検討し、ネットなどによる著作物の権利関係の登録制度を実施する必要があるのではないかという結論に導き出そうとするものである。

<Abstract>

There have been long debates since 1966 about the copyright waiver saying “the waiver of the copyright in the property is possible”. However, the copyright waiver does not appear in the copyright law, which causes confusion into society over copyright and so on.

On the contrary, at present, we can find another view that license like Creative Commons could produce contents for free use without the copyright waiver procedure.

In this paper, by focusing on the reality concerning free use of contents, I would like to talk that the necessity of legislation of copyright waiver, and conclude that we lead to use the registration system of copyright by the Internet.

<キーワード>

著作権の放棄 著作者人格権の不行使特約 ©マーク Creative Commons 登録制

<Keywords>

The Copyright waiver, The special contract of the nonuser of the moral rights, ©mark, Creative Commons, The registration system of copyright

著作権の放棄制度についての一考察

田中宏和

1. 著作権の放棄をめぐる議論の展開

a) 著作権の放棄に関する我が国の学説状況

現行の著作権法では“著作権の放棄”という概念には一切の規定が存在しない。過去においては、“著作権の放棄”に関して、昭和41年の文部省著作権審議会における文化局試案(「著作権及び隣接権に関する法律草案」)で実際に立法化が検討されたが、結局、「解釈に委ねることを適当」との判断の下で断念されている。

文化局試案 第76条(出典:文化庁『著作権法百年史』第一法規出版(2000年)327頁)
第1項 著作権はその全部又は一部を放棄することができる。
第2項 前項の規定により放棄した著作権は消滅する。

また、著作権の放棄に関する我が国の学説のほとんどは、当然に放棄できるものと解している。

A説:「著作権を放棄することができるというのは、単に著作権を行使しないということではなくて、新聞広告その他によって著作権を放棄するという積極的な意思表示があった場合にだけ放棄の効果が発生すると解すべきであります。」

(加戸守行『著作権法逐条講義 五訂新版』(CRIC 2006年)377頁)。

B説:「著作権法では、特に権利の放棄については規定していないが、財産権をその権利主体の意思で放棄することは、著作権の担保権者等の利益を害しない限り、禁止されるべきものではないと考えられる。」

(作花文雄『詳解 著作権法[第3版]』(ぎょうせい 2004年)419頁)。

C説:「著作権法に規定はないが、著作権は財産権であるので放棄することは可能であり、「著作権の放棄についての規定はないものの、相続人不存在の場合に準じて、権利は消滅し、万人が利用可能となると解すべきであろう。」とする。またその上で、新聞広告等によって明認方法を要するA説を「他の一般的な財産と比較して著作権だけにこのような厳しい要件を課す理由はなく、要は放棄の意思があったか否かという証明の問題にすぎない」と批判する。

(中山信弘『著作権法』(有斐閣 2007年)349頁)。

b) “著作権の放棄”をめぐる現行の諸問題

しかし、インターネットで検索をしてみると、「日本の著作権法では著作権は放棄できない」と述べる一般人や法学専攻以外の研究者等の意見が存在する。これらの人々が、“著作権の放棄はできない”と考えるその理由としては、①特許権などは放棄の規定があるのに、著作権の放棄については法律の規定がない、②著作権の放棄をしていることについて具体的な明認方法がない、③著作権の放棄についての証明方法を巡って学説上の対立があることから、そもそも放棄できないと解して著作権法を考えるべき、④日本では著作者人格権そのものの放棄ができないことから、そもそも著作者人格権に該当する法規定を持たず、“著作者人格権”というものに拘束されない米国型 Public Domain の構築は不可能で、

日本型の“著作権の放棄”は意味がないと考えられていることが挙げられる。

一方で、文化庁の文化審議会著作権分科会でも“著作権の放棄”というものについて2007年10月17日発表の「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 平成19年度・中間まとめ（参考資料1：第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」関係 デジタルコンテンツの流通促進に関する諸提案に関する論点整理）」では、「著作権法では、特に著作権の放棄については規定していないが、一般に、財産権をその権利主体の意思で放棄することは、担保権者等の利害関係を有する第三者の利益を害しない限り、可能と考えられている。」として、“著作権の放棄”を可能とする学説を踏襲している。

2. 著作権表示やライセンスの台頭と著作権放棄

a) 著作権表示やライセンスによる著作権放棄の可能性

今日では、自由利用マークや Creative Commons などが、独自の形式でもって著作物の自由利用を模索している。以下では、これらに関して具体的に検討していく。

b) “㊦マーク”における著作権の放棄

数ある著作権表示規格のうち、著作権放棄を可能にする最も興味深いものの一つに、林紘一郎の提唱する“㊦マーク”という著作権明示方式がある。主としてデジタル創作物に対応し、以下のような表記を対象となる創作物に添付すれば著作権を放棄したことと同じようになる。

㊦-0 April 1, 2007, Koichiro HAYASHI (林紘一郎)
--

(林紘一郎 「デジタルはベルヌを越える：無方式から自己登録へ」 14-15頁 (2007年))。

c) “自由利用マーク”における著作権の放棄 (図1参照)

“自由利用マーク”は、著作者が自分の創作物に関して、“ある一定の条件下”で第三者に自由利用を認める場合の意思表示を示すとして、文化庁が制定したマーキングである。

しかし、自由利用マークが、あくまで著作権の“複製権”、“公衆送信権”などに関わる支分権に関する自由利用であるので、第三者による二次的創作物等に関わることには効力が及ばないものとなっている。故に、“著作権の放棄”に関して言えば、この自由利用マークの方式を用いてその明認方法と為せるものには至っていない。

(文化庁 自由利用マーク HP <http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>)。

d) “Creative Commons”における著作権の放棄 (図2～5参照)

“Creative Commons”は米国スタンフォード大学のローレンス・レッシングが提唱するライセンス方式である。Creative Commonsの基本スタンスは“All Rights Reserved”と“No Rights Reserved”の中間領域に属する権利関係をライセンスという形で保障しようとするものである。

但し、Creative Commonsでは全ての著作権の完全放棄である“No Rights Reserved”を示すマーキングについても提供される。しかしながら、この著作権放棄の表示方式は、Creative Commonsへの登録を要するものではあるが、ライセンスそのものではないため利用者には不安が残る設定でもある。

また、元は米国著作権法に準拠したライセンスであり、著作者人格権などに関して日本法では説明がつかない部分が多く、著作者人格権の不行使特約、もしくは著作者人格権の放棄の要素を内包する Creative Commons 上の BY(表示)ライセンスなどには問題があると思われる。

(クリエイティブ・コモンズ・ジャパン HP <http://www.creativecommons.jp/>)。

e) “GNU” における著作権の放棄

“GNU(GNU Not UNIX(GNUはUNIXではない!))”に関わる運動は“Copyright”の対義語としての造語である“Copyleft”という活動に集約される。これは、①著作物の利用・コピー・再配布・翻案を制限しない、②改変したもの(二次的著作物)の再配布を制限しない、③二次的著作物の利用・コピー・再配布・翻案を制限してはならない、④コピー・再配布の際には、その後の利用と翻案に制限が無いよう、全ての情報を含める必要がある(ソフトウェアではソースコードを含む)、⑤利用・コピー・再配布・翻案のいずれにおいても、複製物又は二次的著作物にコピーレフトのライセンスを適用し、これを明記しなければならない、とする定義の上に成り立っている。

GNUに関わる運動は、“コピーレフトの思想によってソースコードを公開させる”ことに重きを置いていることから、“著作権の放棄”によってPublic Domainとする雛型は用意されていない。

(GNU Operating System 日本語版 HP <http://www.gnu.org/home.ja.html>)。

3. 本当に著作権放棄の明文規定は必要ないのか?

a) ライセンスによる自由利用への取り組みと著作権放棄の立法化論との競合性

2で見てきたように、①マーク、自由利用マーク、Creative Commons、GNUなどの規格を参照すると、(A)著作権表示、(B)ライセンス、(C)ライセンスとは別建てではあるが付随する形で、“著作権の放棄”を導こうとするものが幾つか存在する。その意味では、やはり著作権の放棄に関しては、明文規定化ではない方法で推し進めるというやり方はいえるのかもしれない。

ただ、これについて第一に考えられる疑問は、“著作権の放棄”は、財産権そのものの“処分権”に係る問題であるにもかかわらず、原則として著作権の第三者に対する“利用や使用(以下「利用」という。)”に係る処理でしかないライセンス方式では、人類社会のためにPublic Domainとして公開したい、というようなインセンティブなどはカバーしきれないのではないかということである。これは現在のインターネットを根幹で支えているWWWの技術が、“ライセンスに準拠することを避ける”ために、CERN(欧州素粒子物理学研究所)による公式な権利放棄の書面でもってPublic Domainで公開されたことから考えても想定しうる。また、“著作権の放棄”に関わる法規定の存在が、一般的な既存ライセンス等による利用活動を阻害するという事は無く、たとえライセンスと著作権の放棄規定とが法的に競合するような問題が発生してもそれは著作者人格権不行使の特約等に関わる解釈の問題なので、財産権としての著作権を放棄する法規定とは分離して考えることが可能だと考察できる。

第二に、ライセンスによる著作物の自由な利用よりも、法律上に“著作権の放棄”を明

文化した方が個人の余暇活動等で作られるコンテンツに対する権利処理のコストがかからないのではないかと考えられる点である。日本著作権法は現行でも著作権の放棄はできると学説上解釈されてはいるが、A説によれば“著作権を放棄した”という新聞広告などにおける“公示のコスト”が掛かかるし、C説においても、ひとたび“著作権の放棄”が争点となれば裁判における“証明のコスト”が掛かることとなる。このように放棄してコストないしリスクが生じることは一般著作者の“著作権の放棄”という行為自体を珍しいものにしてしまっていると考えられる。しかし、法律による明文規定化が行われれば、この類の行為が人々の潜在的ニーズによって爆発的に増える可能性は否定できない。

第三の疑問点は、自由な利用を掲げた著作物を利用しようという側からすれば、ライセンスで自由な利用に服さしめるように権利処理された著作物よりも、単純に著作権が放棄され、Public Domain となっている著作物の方が“自由な利用”に対する確認のアプローチが容易になる点である。ライセンスによる自由な利用は、利用に対する権利処理であるが故に、逐一、使用許諾書(ライセンス規定書)を読まなければならないが、著作権の放棄による自由な利用においては著作者人格権に対する配慮等を除いてその必要がなくなり、著作権が放棄された著作物を利用する場合は、利用者の利便性はより向上すると思われる。

このような観点から分析を行ってみると、著作権放棄の明文規定はライセンスによる著作物の自由利用等の運動と競合しないばかりか、デメリットは皆無と考えられるのである。

b) 最適な著作権の放棄の明確方法とは何か

現行法の下においても可能とされる“著作権の放棄”が、今後積極的に利用されると想定し、その明認方法に関する制度設計を考察した場合、どのような方法が制度設計として将来的な可能性を持っているかという点について検討する必要がある。

まず、①説として、新聞広告やその他の方法を取ることによって著作権の放棄を可能とする加戸守行の説であるが、これはやはり著作権の放棄という行為そのものが金銭的利益には直結しない行為であることから、コスト的に難しいものと思われる。

次に②説として、自らの著作物に一筆書くことで著作権の放棄を可能とする説であるが、これは誰の目から見ても非常に分かりやすい方法であるものの、デジタル著作物等、容易に原本から物理的に分離・複製される著作物に関しては、別人が著作者になりすます「なりすまし」などの対策ができず、利用者にとっても本当に著作権が放棄されているのかどうかの証明が確認しにくいことから、場合によっては全く対応力がないこととなる。

また③説としては、中山信弘がいう「著作権の放棄は単なる証明の問題」とする見解が挙げられる。しかし、これも詳細に検討していけば、困難な問題を抱えている。著作物の使用を巡って法律上の問題が発生したときに、たとえそれが万が一であっても、裁判費用等も含めて、無駄にその証明のコストとリスクを利用者に課すことになり、また“真正の著作者”が、本当に“著作権を放棄する”といった意思を示していたのかどうかという証明は、利用者側にとって困難となるとと思われるからである。

これに対して、書換えを伴った成りすましなどに対応でき、尚且つ利用者にとって安全を図れる明認方法が、林紘一郎などが唱える④の登録制度の導入である。これは著作(権)者側に登録の義務を課し、著作者が誰であるかの権利成立後の探索コストを権利者に転換することで、利用者側のリスクを減らそうという策である。但し、林紘一郎の見解では全

ての著作物に関して著作権の登録(自己登録)をさせようとしていることや、権利者側で登録コストが必要となるといったことを提案していることから、ベルヌ条約の無方式主義原則との兼ね合いが懸念される。

ベルヌ条約上の無方式主義というものは、その第5条第(2)項第1文で「前項の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行も要しない。」と規定されるが、これは“著作権の発生・享有段階”で何かしらの方式を求める“方式主義”を排除しているだけで、権利関係を公示する意味での登録制度を否定するものではない。この法理を元に考えれば、無方式主義の規定は、著作権が発生した後に処分権の行使として行う“著作権の放棄”などの登録制度に対しては及ぶものではないと考えられる。

また、林紘一郎の唱える登録制度は、「なりすまし」対策として、ハッシュ関数を用いて本人確認や著作物の真正性の証明を図ろうとしているところである。この種の技術やデジタル著作物の特性を用いて、権利放棄された著作物の保全体制を構築していけば、登録制を用いて著作権放棄の要件とする方法論は一番説得力があると思われる。

c) 著作権放棄後の意思表示撤回についての制限

著作権の放棄に関して、次に考える問題点は、権利者が著作権の放棄の意思表示をした後の著作物との関係をめぐる問題である。

これについては、著作権の放棄という行為が著作者にとって単なる“売れるまでの宣伝ツール”として使われないよう、「著作権を放棄するとどうなるのか」という点を周知徹底する必要がある。コンピュータ界には“UNIX”を筆頭に、普及してから突然特許料を請求し始め問題となった“GIF”など、「利用者がある程度確保できれば方針転換して有料化」という動きがあり、知的財産の権利者が翻意するという事は決して珍しいことではないと思われる。

そのような事実に鑑みれば、権利放棄後の著作者の撤回の制限を考えていくことが、今後に向けて必要となってくる措置と考えられる。

おわりに

これまで見てきたように“著作権の放棄”という行為には、単に立法化されてなくとも可能であるとする通説的学説と、それが浸透していない社会的環境とが対立している。

“著作権の放棄”という概念のように、「解釈上可能」、「学説上可能」というだけで、放棄の“方法”“効果”が不明確であるのは、何とも利用者から見れば心許ない制度であり、“ライセンス”などの方式でもってしても、実現しにくい行為であるのは先に述べたとおりである。

そのためには、本稿3で示したように、著作権の権利処理にかかる“無償”の登録制を導入し、ハッシュ関数を用いた「なりすまし」対策など、デジタル著作物特有の問題に配慮したシステムを構築していかなければならないと考える。また、権利放棄した著作者の翻意などによって制度が不安定化しないように、権利放棄された著作物の利用者の安全を確保する必要もあるだろう。

<参考文献>

- 文化庁 『著作権法百年史』(第一法規出版 2000年)。
- 加戸守行 『著作権法逐条講義 五訂新版』(著作権情報センター 2006年)。
- 半田正夫 『著作権法概説[第13版]』(法学書院 2007年)。
- 作花文雄 『詳解 著作権法[第3版]』(ぎょうせい 2004年)。
- 中山信弘 『著作権法』(有斐閣 2007年)。
- 梅村陽一郎 「著作権の放棄」(弁護士法人リバーシティ法律事務所 HP 2007年2月27日公開) http://www.rclo.jp/draft_qa1.html#qa11 (2008年12月22日アクセス)。
- 本間寛之 「著作権に関する問題点と動向」 『戸山リサーチセンター活動報告(第2部 研究報告)』(早稲田大学文学学術院 戸山リサーチセンター 2004年) 127頁。
- 斉藤博 『著作権法』(有斐閣 2002年)。
- 文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第2回)議事録・配付資料 資料1「デジタルコンテンツの特質に応じた制度についての主な提案等」(2007年4月20日実施) http://211.120.54.153/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/07042304/001.htm (2008年8月4日アクセス)。
- 文化庁文化審議会著作権分科会 「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 平成19年度・中間まとめ(参考資料1:第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」関係 デジタルコンテンツの流通促進に関する諸提案に関する論点整理)」(2007年10月12日)。
http://www.cric.or.jp/houkoku/h19_10b_2/h19_10b_2-7_main.html#01(2008年8月4日アクセス)。
- 林紘一郎 「@マークの提唱 -著作権に代わる「デジタル創作権」の構想-」(1999年) <http://lab.iisec.ac.jp/~hayashi/991018.pdf> (2008年8月5日アクセス)。
- 林紘一郎 「デジタルはベルヌを越える:無方式から自己登録へ」(2007年)
<http://thinkcopyright.org/Hayashi-registration.pdf> (2008年9月3日アクセス)。
- 文化庁 自由利用マーク HP <http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/> (2008年8月5日アクセス)。
- Creative Commons HP “License Your Work”
http://creativecommons.org/license/publicdomain-2?lang=en_US (2008年8月5日アクセス)。
- クリエイティブ・コモンズ・ジャパン HP 「FAQ」
http://www.creativecommons.jp/faq/2cc/post_26/ (2008年8月5日アクセス)。
- Creative Commons HP “Public Domain Dedication”
<http://creativecommons.org/licenses/publicdomain/> (2008年8月5日アクセス)。
- GNU HP <http://www.gnu.org/> (2008年8月5日アクセス)。
- CERN Ten Years Public Domain for the Original Web Software “STATEMENT CONCERNING CERN W3 SOFTWARE RELEASE INTO PUBLIC DOMAIN”(1993年4月30日公開)
<http://tenyears-www.web.cern.ch/tenyears-www/Declaration/Page1.html> (2008年10月4日アクセス)。
- WIPO 著 社団法人著作権情報センター(CRIC)訳 『WIPOが管理する著作権及び隣接権諸条約の解説並びに著作権及び隣接権用語解説』(CRIC 2007年)。

●立川隆/南谷 崇/橋本毅彦/児玉文雄/安田 浩/立川隆ゼミ 『新世紀デジタル講義』(新潮社 2000年)。

<図表>

図 1 [自由利用マーク]



図 2 [Creative Commons License 1]



図 3 [Creative Commons No Rights Reserved]



図 4 [Creative Commons License 2]

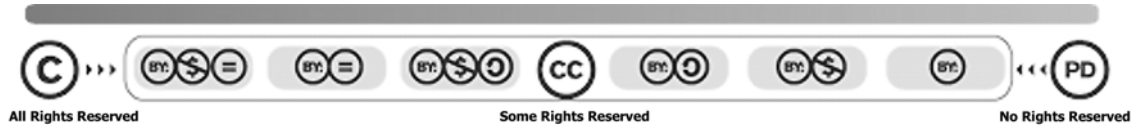


図 5 [Creative Common の BY-ND/BY ライセンスとの日本著作権法の 関連図]

